

事業名	辺地振興資金貸付金	財務コード (事業)	115901
-----	-----------	---------------	--------

細事業名	辺地振興資金貸付金
------	-----------

担当部課室	総務 部 市町村 課 財政 担当 (内線)	2494
-------	-----------------------	------

I 事業の概要

実施期間	始期 S40 年度 ~ 終期 年度
実施主体	県(直営)
事業の目的	<p>誰(何)を対象に 準辺地地域を包括する19市町村</p> <p>その対象をどのような状態にして 有利な貸付金を活用し、準辺地住民の生活文化水準の向上を目的とする公共施設整備を円滑に行っている</p> <p>結果、何に結びつけるのか 準辺地地域の振興と該当市町村の円滑な財政運営</p>
事業の内容 ※主に 23年度	<p>○公共施設の整備に必要な経費の財源に充てるための資金の貸し付け 貸付対象：19市町村 135地域 (甲府市2、都留市7、山梨市16、大月市13、韮崎市12、南アルプス市3、北杜市19、甲斐市1、笛吹市6、上野原市8、甲州市3、市川三郷町5、早川町2、身延町11、南部町10、富士川町6、道志村4、小菅村3、丹波山村4)</p> <p>充当率：100% 償還期間：10年 貸付利率：貸付日現在の財政融資資金の0.5ポイント減の1/2 (下限0.1%)</p> <p>※準辺地：交通条件及び自然的、経済的、教育的諸条件に恵まれず、他の地域に比較して住民の生活文化水準が著しく低い地域で、辺地度数(当該地域の中心から役場、医療機関、郵便局、小・中学校、駅または停留所までの距離が遠隔であるなどへんびな程度を示す点数)が60点~99点である地域</p> <p><参考：国の制度> 辺地対策事業債(辺地 = 辺地度数：100点以上) 充当率：100% 償還期間：10年 交付税措置：元利償還金の80%</p>
根拠法令等	山梨県辺地及び過疎地域振興資金貸付要綱

II 事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	22年度	23年度		24年度	25年度	事業目標の考え方
	実績値	目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	・貸付団体数	・2	・2	・2	・2	活動指標 目標設定の考え方 元利補給制度を廃止した平成22年度以降の実績を踏まえた貸付額を目標とする。
	・貸付額(千円)	・24,100	・24,100	・24,400	・24,250	
成果指標	・貸付率(%)	・(24.1)	・(24.1)	・(24.4)	・(24.3)	成果指標 目標設定の考え方 データの出典等 辺地振興資金貸付実績
	活動指標達成率(実績値/目標値)			%		
決算額、予算額	24,100		24,400	100,000	0	成果指標によらない成果
所要時間(直接分)	52 時間		52 時間	52 時間	時間	H23年度は2市町に貸し付けており、道路改良等の事業が行われ、該当市町の振興と、財政の円滑な運営に寄与している。
所要時間(間接分)	時間		時間	時間	時間	
所要時間計	52 時間		52 時間	52 時間	0 時間	
人件費コスト 単位:千円 (@2,021円×所要時間)	105		105	105	0	・H21:町道仙洞田1号線道路工事(旧増穂町) ・H22:市道奈良子2号線道路改良事業(大月市) ・H23:町道平林伊奈ヶ湖線道路改良(富士川町)

III これまでの事業の見直し・改善状況

○平成17年度に見直し、18年度から実施
・市町村合併の進展等に伴う有利な地方債の活用や準辺地地域において実施事業が減少傾向にあることから資金枠を2億円から1億円に縮減した

○平成21年度に見直し、22年度から実施
・元利補給(40%)を行っている都道府県は本県のみで、他県に比べ手厚い財政支援となっていたが、市町村合併が進んだこと等により、制度創設当時と比べ、財政基盤が強化されているため、元利補給を廃止した。
・貸付利率について優遇を行った(財政融資資金の貸付利率の0.5%減 → 財政融資資金の貸付利率の0.5%減の1/2)

IV 活動量と成果の判断(平成23年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)		
数値判定 H23年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 ※数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること 貸付団体数については、目標値である前年度実績の2団体に対して2団体へ貸付を行った。 (活動指標達成率100%) 貸付額については、前年度実績の24,100千円に対して24,400千円の貸付を行った。 (活動指標達成率101.2%) なお、貸付額については、貸付対象の事業規模に大きく影響を受けるため、貸付団体数を主な活動指標として用いることが適当であると考え、評価したところ、予定どおりの活動量があると判断される。
	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)		
数値判定 H23年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 ※必ず記入すること ・市町村が実施しようとする事業には、必ずしも有利な地方債(元利償還金の一部に国が地方交付税措置するもの)の対象にできるものばかりではないため、そのような事業に対しても当該資金を低利で融通することで、道路その他の建設事業が円滑に行われ、該当市町村の振興と円滑な財政運営が図られている。 ・平成23年度には、富士川町において、地域間を結ぶ主要な生活幹線道路の整備が行われ、住民の交通の利便性向上に寄与している。制度として十分活用されており、意図した成果を上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

V 見直しの必要性(平成25年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
無	辺地振興資金は、準辺地地域を包括する市町村を対象に公共施設等の整備に必要な資金を有利な条件で貸し付けることにより、準辺地地域の振興と該当市町村の円滑な財政運営に資することを目的とし、地方交付税措置のある国の有利な地方債の対象とならない事業なども貸付対象としているため、市町村にとって使い勝手のよい資金となっており、市町村の年度間の財政負担の平準化に寄与している。平成24年度は過去の貸付実績をもとに前年度と同額の貸付枠を設定しているが、事業の選択と重点化、合併特例債など有利な地方債の活用が進められていることから、今後とも該当市町村の貸付要望を十分に踏まえ、資金枠を設定していくこととする。以上のことから、現状の事業を維持し、見直しは「無」とする。	

・「IV以外の判断項目」の欄
○必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) ○官or民(f.民間等実施) ○官の役割分担(g.市町村等へ移管) ○効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) ※行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価		
見直しの必要性	説 明	IV以外の判断項目
有	社会基盤の整備を進めていくためには、辺地や過疎地域など市町村の実情に応じた支援制度を維持していく必要がある。 ただし、現行制度の活用状況を踏まえると、他の制度の活用も可能であることから、事業の廃止を含めた検討をする。	

・「IV以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

VI 見直しの方向(平成25年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
廃止	貸付実績が低調であること、また準辺地への支援は他の貸付金でも対応可能であることから、本事業は廃止とする。

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、V見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。

自主点検シート(事業の内容及び所要時間)に関する附属資料【様式2】

所属名: 総務部市町村課

細事業名: 辺地振興資金貸付金

調書番号: 3

事業の内容を 細分化した 業務名	具体的な業務 プロセス(手順)	業務の 時期 (フロー)	H23 所要 時間 (h)	H24 所要 時間 (h) A	H25 所要 時間 (h) B	縮減等 B-A	具体的業務 の見直しの内 容	見直しに至った理由等 (または見直しなしの理由等)
1 充当方針 ～ 1次要望 取りまとめ ～ 調定	充当方針作成	6月	6	6	0	▲ 6	廃止	
	1次要望様式送付	8月上旬	1	1	0	▲ 1		
	1次要望とりまとめ	9月上旬	10	10	0	▲ 10		
	定時償還に係る業務	9月下旬	3	3	0	▲ 3		
(小計)			20	20	0	▲ 20		
2 追加要望 取りまとめ ～ 貸付決定	追加要望様式送付	1月上旬	1	1	0	▲ 1	廃止	
	追加要望とりまとめ	1月下旬	8	8	0	▲ 8		
	融通申請様式送付	2月上旬	1	1	0	▲ 1		
	融通申請審査	3月上旬	16	16	0	▲ 16		
	貸付決定	3月下旬	6	6	0	▲ 6		
(小計)			32	32	0	▲ 32		
3						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
						0		
(小計)			0	0	0	0		
所要時間 (計)			52	52	0	▲ 52		

(留意事項)

- 1 事業を細分化した業務名は、事務事業を構成する業務ごとに細分化し、その業務名を記載すること。
- 2 具体的な業務プロセス(手順)は、できる限り多くのプロセスを記載すること。
- 3 業務の時期は、業務のフローがわかるように具体的な業務プロセスごとに記載すること。(毎月、四半期ごとの業務等は、その1サイクルの期間を記載すること。)
- 4 各年度の所要時間(計)は、事務事業自主点検シートのⅡ事業の目標、実施状況等の「所要時間計」と一致すること。
- 5 具体的業務の見直しの内容は、わかりやすく簡潔に記載すること。(県民から見て分かりやすい表現とすること。)なお、見直しが無い場合は、「なし」と記載すること。
- 6 見直しに至った理由または見直しなしの理由は、詳細に記載すること。(具体的な業務プロセスごと、または細分化した業務ごとに記載すること。)
- 7 適宜、業務内容に合わせ、行を加除して記載すること。(複数ページ可)